

番号：140032  
 国名：東ティモール  
 担当：産業開発・公共政策部  
 案件名：産業政策アドバイザー業務

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務：産業政策アドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間：2014年4月上旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.8M/M、現地 7.5M/M、合計 8.3M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1次派遣 第1次国内作業 第2次派遣 第2次国内作業  
 4日 45日 3日 90日 2日  
 第3次派遣 第3次国内作業 第4次派遣 整理期間  
 60日 2日 30日 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。条件については10. 特記事項に記載しています。

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
    - ①類似業務の経験 28点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 12点
    - ⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	産業政策策定にかかる各種業務
対象国/類似地域	東ティモール/全途上国

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

東ティモールは、2002年の総選挙により独立を回復し、2006年から同国の治安能力向上を支援してきた国連東ティモール統合ミッションも同年に撤収するなど、復興支援から持続的な開発、すなわち自立的な経済・社会開発のための基盤づくりへと移行する時期を迎えている。経済面では、ティモール海の領海内およびオーストラリアとの共同石油開発区域に天然ガス・石油資源が存在しており、その収入は、2005年に設立された「石油基金（Petroleum Fund）」によって管理・運用され、一定のルールに基づき公共投資等の財政支出に活用されている。2012年5月末現在の石油基金の残高は約103億米ドルと順調に積み上がっている一方で、東ティモールは国家予算の8割以上を石油基金に依存している。そのため、東ティモールにおいては、石油基金の国づくりへの有効活用と、同基金に過度に依存する体質からの脱却を同時に進めることが課題となっている。

東ティモールは、独立10周年を翌年に控えた2011年に、2030年までに「上位中所得国（Upper Middle Income Country）」になることを目標として掲げた「戦略開発計画」（「Strategic Development Plan (2011-2030)」、以下「SDP」という）を策定したが、その中でも石油への依存体質を克服するために産業開発を重点目標に設定している。SDP策定後、東ティモール政府は5カ年投資計画を、また、主要省庁では中期計画を順次策定中であり、SDPの達成に向けた事業の具体化策が進められている。

東ティモールの産業開発を中心的に担うのは商工環境省（The Ministry of Commerce, Industry and Environment、以下「MCIE」という）であり、同省には産業振興政策の策定が求められているものの産業振興政策に関する経験・知見の蓄積が少なく、課題の明確化や解決策の検討を適切に行うにあたり課題を抱えているのが現状である。更に、産業振興政策の実施面においても、関連省庁や民間関係者との合意形成プロセスの確立、連携事業等のノウハウ習得が必要となっている。これに対し国連開発計画（UNDP）がMCIEによる産業振興政策の策定を支援しているが、2014年4月には終了予定であり、東ティモールの中小零細企業に係る基礎情報収集・課題分析に留まり、それに基づく具体的な政策の検討には至らない見込みである。

このような状況下、東ティモール政府は我が国政府に対し、産業政策アドバイザーの派遣を要請した。本案件では、MCIE内で産業振興政策策定を担当する産業組合局にアドバイザーを派遣し、上記の産業振興政策の策定を支援しつつ、MCIEの政策実施体制・能力強化を図ることを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務は、東ティモールにおける産業振興のため、MCIE産業組合局をカウンターパート（C/P）とし、産業振興政策の策定を支援し、産業振興政策の実施体制作りを支援することを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2014年4月上旬）
  - ① 既存資料を活用しつつ、東ティモールの産業構造、経済動向、産業振興政策、産業関連政策、東南アジア諸国のこれまでの産業政策について確認し、整理する。
  - ② 現地での活動計画、C/Pへの指導内容及び工程案を記載したワークプラン（英文）を作成し、監督職員（JICA産業開発・公共政策部）に提出・説明する。
- (2) 第1次派遣期間（2014年4月上旬～4月下旬）
  - ① ワークプラン（英文）を基に、C/P及びJICA東ティモール事務所（以下、JICA事務所）と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

- ② MCIE内の産業振興政策に関する各局（産業組合局含む）・所管機関（企業発展支援庁など）の役割、政策策定プロセス及び実施体制を確認する。
  - ③ C/Pが作成中の産業振興政策案について、その内容、UNDPからの支援を含むこれまでの取組みについてレビューを行う。
  - ④ 産業振興関連省庁（MCIE、農業・漁業省、国家統計局など）・機関（農業組合、漁業組合、商工会議所、雇用者協会訓練開発センターなど）に対するヒアリングを行い、産業振興関連省庁・機関の所掌、施策、実施事業およびその成果と課題について情報収集を行う。
  - ⑤ 既存の産業について、事業形態・規模、市場規模、東南アジア地域における優位性、成長ポテンシャル、法規制・公的支援などの観点から現状・課題を明らかにする。
  - ⑥ 上記②～⑤の業務の実施にあたっては、特に以下の点に留意すること。
    - ア) C/Pが主体的に活動を行うよう促すこと。
    - イ) MICE内の産業振興政策策定・実施能力強化のため、大臣等の高官に対しては、業務の意義や進捗について適時に報告するとともに、実務レベルの担当者に対しては、日本や第三国の事例の紹介なども含むワークショップを開催する等の対応を検討すること。
    - ウ) 必要に応じて、産業振興関連省庁・機関、民間企業を対象に、セミナー等を開催し、産業振興政策の実施にあたって円滑な連携を促すこと。  
（以降の現地業務においても同様）
  - ⑦ 第1次派遣期間の活動内容・成果をC/P機関、JICA事務所に報告する。
- (3) 第1次国内作業（2014年5月上旬）
- ① 第1次派遣調査の結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、監督職員に報告する。
- (4) 第2次派遣期間（2014年6月上旬～8月下旬）
- ① 「(2) 第1次派遣期間」の活動成果を踏まえ、C/Pと協議しながら、産業振興政策案の作成を支援する。
  - ② ①の産業振興政策案を産業振興関連省庁・機関および民間セクター関係者と共有し、コメント等があった場合、C/Pとともにそれらに対処し、改訂版について合意を得る。
  - ③ ②で合意された産業振興政策案をC/Pとともに最終化し、実施機関責任者の承認を得る。
  - ④ 上記②・③の業務の実施にあたっては、第3次派遣以降で詳細を検討する産業振興政策を実施するための活動や実施フローについても同時並行で検討しておくものとする。
  - ⑤ 第2次派遣期間の活動内容・成果をC/P機関、JICA事務所に報告する。
- (5) 第2次国内作業（2014年9月上旬）
- ① 第2次派遣期間の結果を現地業務完了報告書として取りまとめ、監督職員に報告する。
- (6) 第3次派遣期間（2014年10月上旬～2014年11月下旬）
- ① 「(4) 第2次派遣期間 ③」で承認された産業振興政策を実施するため、産業振興政策実施活動計画を作成し、実施フローをMCIE内で協議・立案する。
  - ② ①で立案された産業振興政策実施活動計画を産業振興関連省庁・機関との連携の可能性も含めて共有し、コメント等があった場合、C/Pとそれらに対処し、改訂版および産業振興関連省庁・機関との具体的な連携内容について合意を得る。
  - ③ 第3次派遣期間の活動内容・成果をC/P機関、JICA事務所に報告する。
- (7) 第3次国内作業（2014年12月上旬）
- ① 第3次派遣期間の結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、監督職員に報告する。
- (8) 第4次派遣期間（2015年2月上旬～2015年2月下旬）
- ① 「(6) 第3次派遣期間 ②」で合意を得た産業振興政策実施活動計画を、産業振興関連省庁・機関と連携しながら実施する。
  - ② これまでの活動を振り返り、現行の産業振興政策を策定・実施する上での、成果・課題を

取りまとめ、産業振興関連省庁・機関やMCIEの関係者にセミナー等で共有し、今後の方向性について共通認識を醸成する。MCIE以外の省庁等による法令の制定や制度の導入などが必要となる場合、MCIEを通じこれら省庁への助言も検討すること。

- ③ 第4次派遣期間の結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、監督職員に報告する。

(9) 帰国後整理期間 (2015年3月上旬)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン (英文4部: 監督職員、JICA事務所、C/P機関など)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

(2) 現地業務結果報告書 (和文4部: 監督職員、JICA事務所、C/P機関など)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書 (英文4部: 監督職員、JICA事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 今後の課題と留意点
- ⑤ その他

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

標準経路: 本邦~シンガポール経由~ディリ往復

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費についてはJICA事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です (当該経費は契約に含みませんので見積書への記載は不要です)。

- ・車両関係費 (空港送迎含む)
- ・宿舍関係費
- ・通訳雇上費
- ・資料作成費
- ・調査補助員備上費 (必要に応じ)

臨時会計役とは、会計役としての職務 (例: 現地業務費の受け取り、支出、精算) を必要な期間 (例: 現地出張期間) に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は「善良な管理者の注意業務」をもって経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 現地業務日程

なお、7. 記載の各工程の時期（カッコ内）は例示であり2015年2月下旬までに現地調査を終了する範囲においてコンサルタントからの提案が可能。但し、以下を条件とする。

- ① 渡航回数は4回を上限とする。
- ② 国内・現地M/Mは、その合計を2. (2) 記載のM/Mを上限とする。国内と現地M/Mの調整を認めるが現地M/Mは7.5M/M以上とする。
- ③ 「7 (1) ~ (7)」で実施する細目の移し替えは認める。
- ④ JICA事務所による便宜供与事項は次のとおりです。
  - ア) 執務スペースの提供MCIE内における執務スペース提供
  - イ) 空港送迎、宿舍手配、通訳傭上等については「9. (2) 臨時会計役の委嘱」のとおりです。

### (2) 参考資料

本業務に関しては以下の資料をご参照ください。

①はJICA図書館HP (<http://libopac.jica.go.jp/search/search.do#TOP>) にて入手可能、②③については、以下(3) 問い合わせ先にご連絡いただきますと、電子データにて送付いたします。

- ① 「東ティモール新規産業開発可能性情報収集・確認調査報告書」 (2012)
- ② 「東ティモール産業振興に係る情報収集・確認調査報告書」 (2013)
- ③ 「東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集・確認調査」 (2013)

### (3) 問い合わせ先

- ① JICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課  
津覇ゆうい  
Tel: 03-5226-8051, Fax: 03-5226-6329  
E-mail: [Tsuha.Yui@jica.go.jp](mailto:Tsuha.Yui@jica.go.jp)

### (4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- ② 東ティモールの作業においては、機構の安全管理措置を遵守し、十分な安全対策措置を講じることとする。
- ③ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
  - ア) 実施時期：3月24日（月）（予定）  
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  - イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
  - ウ) 実施方法：
    - ・ 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
    - ・ プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
  - エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。
- ④ インドネシア語ができればなお望ましい。

以上